

【別紙 6】免震材料等の維持管理

免震材料等の維持管理については、設計で採用した所要の性能を維持していることを保証できるよう、事業者の提案内容に応じて下表に示す点検種別・点検項目を基本とし、管理方法及び管理値を定めて実施し、結果を記録する。

なお、必要に応じて写真などによる記録を併用し、異常が認められた時は寸法等を測定して記録する。

1. 免震材料（支承材、減衰材等）の点検種別

点検種別	内容
竣工時点検	・ 今後の点検に必要な初期値を測定する目的で、建物の竣工時に組合の立会いのもとに実施する。
定期点検	・ 定期的に異常の有無を検出する目的で、毎年免震層の見回りを実施するほか、建物竣工後 5 年、10 年及び 20 年に計測を含めた点検を実施する。 ・ 別置試験体が設置されている場合、特性試験は竣工後 10 年ごとに設置し、設置されていない場合はメーカー等から示される特性試験結果を用いる。
応急点検	・ 当該敷地における地震（震度 5 弱以上）、強風（建築基準法施行令第 87 条第 2 項に規定する基準風速以上）の発生、水害及び火災の影響が免震層に及んだ場合は、災害に迅速に対応する目的で、災害直後に目視を中心とした見回りを実施する。 ・ 応急点検を実施する場合、当該敷地の震度及び風速の判定は、最寄りの気象台の観測値を参考とする。 ・ 災害直後の応急点検に替えて詳細点検を実施することも可とする。
詳細点検	・ 定期点検又は応急点検で免震部材の異常が認められた場合は、周囲の把握と対応を検討するために、計測を含めた詳細点検を実施する。

2. 免震材料（支承材、減衰材等）の点検項目

対象部位	必要性能	点検項目	維持管理方法
免震部材	鉛直荷重支持性能 水平変形性能 復元性能 減衰性能	損傷、発錆の有無	目視
		鉛直変形（クリープ）	測定
		水平変形	測定
		鉛直／水平剛性 変形能力 減衰能力	目視（確認） 別置試験体などによる確認
免震層外周部	建物と地盤の相対変位に支障がなく、各部に損傷がないこと	クリアランス量	測定
		障害物の有無	目視（確認）
設備配管配線 可撓部	変位追従性能	形状の変化	目視（確認）
		損傷漏水などの有無	目視（確認）